設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四
合計	二八六	五八九	三四七

備考

一　［略］

二　この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の㈠の表において同じ。）

ア～ウ　［略］

三　［略］

四　一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職短期大学特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

五　収容定員が一〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

六　第三号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の㈠の表において同じ。）

七　第一号及び第三号並びに別表第一の二の㈠の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の㈠の表若し

設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四
合計	二七九	五八〇	三三九

備考

一　［同上］

二　この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一又は第二に掲げる学科の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の㈠の表において同じ。）

ア～ウ　［同上］

三　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　前号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の㈠の表において同じ。）

五　第一号及び第三号並びに別表第一の二の㈠の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第三号又は別表第一の二の㈠の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学